

医 第 1 8 1 2 号
令和7年12月15日

かかりつけ医機能報告制度対象医療機関
管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

令和7年度かかりつけ医機能報告の定期報告の実施について

日頃、本県の保健医療行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、かかりつけ医機能報告については、令和7年度から新たに施行された制度であり、医療法上のかかりつけ医機能報告対象病院等の義務となっております。また、地域関係者との協議の場において、かかりつけ医機能を確保するための具体的な方策を検討するために必要な情報となります。

つきましては、別添報告事項説明資料等のほか、下記に御留意いただき、期限内に報告を完了いただくようお願いします。

なお、**「医療機能情報提供制度」とは別制度です。各制度で回答が必要**になりますのでご注意ください。

記

1 報告期間

令和8年1月1日（木）～3月6日（金）

2 報告方法

・ インターネットによる報告（基本）

G-MIS（医療機関等情報支援システム）のトップページの「かかりつけ医機能報告制度」ボタンをクリックし、「定期報告」を行ってください（**スマホ、タブレットは使用できません**）。

詳しくは、厚生労働省が掲載しているマニュアル等を御覧ください。

「G-MIS」ログインページ

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/>

マニュアル掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

（ページ中段「かかりつけ医機能報告マニュアルの策定について（医政総発1104第1号）」に掲載。）

・ 調査票による報告（インターネットを使用できない場合に限る。）

昨年度の医療機能情報提供制度の定期報告において、紙媒体（調査票）による報告がありました医療機関には調査票をお送りしております。

なお、かかりつけ医機能の報告に関し、基本的に、**インターネットによる報告を**

【裏面に続く】

お願いしていますので、現在、インターネットによる報告が可能な場合は、「インターネットによる報告」により御報告ください。インターネットにより御報告いただいた場合には、調査票の返信は不要ですので、廃棄してください。

別添「報告事項説明資料」を御参照の上、同封の調査票に必要事項を**赤字で記載し**、返信用の封筒に**切手を貼付して、令和8年3月6日（金）（消印有効）までに御返送ください。**返信期限に間に合わない場合は、インターネットによる報告をお願いすることとなりますので、御注意ください。

3 問い合わせ窓口

- ・ **G-M I Sに関するお問い合わせ**

※ユーザ名やアカウントの発行、G-M I Sの画面操作方法、システム障害発生等についてはこちらにお問い合わせください。

厚生労働省G-M I S事務局

メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号：050-3355-8230 [平日午前9時～午後5時 受付]

- ・ **報告内容に関するお問い合わせ**

千葉県健康福祉部医療整備課地域医療構想推進室

メール：kakaritsukei-houkoku@mz.pref.chiba.lg.jp

4 留意点

- ・ かかりつけ医機能報告は、都道府県への報告が医療法で義務付けられています。必ず期限内に御報告ください。
- ・ 報告いただいた内容は外来医療に関する地域の協議の場において結果の報告や協議を行うほか、県ホームページで公表することから、内容に誤りがないよう御報告ください。
- ・ 報告に関し、基本的にインターネットによる報告をお願いしています。
現在、インターネットを使用できない場合は、インターネットによる報告ができるよう、早めの準備等に御理解、御協力をお願いします。
- ・ かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度において、報告は制度ごとに実施する必要がありますが、G-M I Sの機能を活用することにより、かかりつけ医機能報告で入力した項目を医療機能情報提供制度に取込むことが可能となります。
- ・ G-M I Sのアカウントに関する情報（ユーザ名（ID）、パスワード、電子メールアドレス等）については、随時確認のとれるよう管理をお願いします。また、登録している電子メールアドレスあてに県より一斉に情報発信する場合がございますので、御承知おきください。
- ・ 医療機能情報提供制度の一部の診療実績に関する項目は値がプレプリントされておりますが、当該値は参考のため、貴医療機関で把握されている実績と乖離がある場合は、実績値を正しいものとして御報告ください。
- ・ 医療機能情報提供制度については、別途お知らせをお送りいたしますので、そちらをご確認ください。

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課

地域医療構想推進室 岡田

メール：kakaritsukei-houkoku@mz.pref.chiba.lg.jp